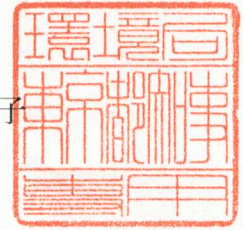


7 環改保第87号
令和7年4月28日株式会社関口商店
代表取締役 木戸 孝文 殿東京都知事
小池 百合子

第一種フロン類充填回収業者登録更新通知書

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項において準用する同法第28条第2項の規定により、下記のとおり第一種フロン類充填回収業者として登録したことを通知する。

記

- 1 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社関口商店
木戸 孝文
- 2 住所（法人にあっては、主たる事務所所在地） 東京都板橋区東坂下一丁目14番9号
- 3 登録番号 13102515
- 4 登録年月日 平成17年6月2日
- 5 有効期間満了年月日 令和12年6月1日
- 6 事業所の情報

この写しは原本と
相違ありません。
株式会社関口商店

- ・事業所名称 株式会社関口商店
- ・事業所所在地 東京都板橋区東坂下一丁目14番9号
- ・回収しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類 該当箇所を「○」で表記	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	○
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○	○	○

- ・充填しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類 該当箇所を「○」で表記	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器			